

随 意 契 約 調 書	
工 事 (業 務 委 託) 名	岩倉水源地自家発電設備更新工事詳細検討及び積算支援業務
工 事 (業 務 委 託) 場 所	鳥羽市 岩倉町 地内
契 約 分 類	工事 <u>業務委託</u> その他 ()
契 約 概 要	水道工事設計業務 水道工事設計業務 N = 1 式 打合せ N = 1 式
契 約 期 間	令和 6 年 8 月 1 4 日 ～ 令和 7 年 1 月 1 0 日
契 約 年 月 日	令和 6 年 8 月 1 4 日
契 約 金 額	3, 4 1 0, 0 0 0 円 (税込み)
契 約 相 手 先	三重県津市島崎町 56 公益財団法人三重県建設技術センター 理事長 渡邊克己
契約相手の選定理由	公益財団法人三重県建設技術センター（以下建設技術センター）には、多数の専門技術者が在籍しており、三重県及び市町から数多くの業務を受注している。過去には、水道課発注の「鳥羽小涌園の村専用水道施設更新事業に伴う発注支援（ポンプ場、配水池、他施設）業務委託」、「答志島神島間海底送水管布設工事積算業務」、「岩倉水源地受変電設備等更新工事詳細検討支援及び積算業務委託」等を受注し、本市の水道事業においても類似業務の十分な実績がある。 建設技術センターは、国土交通省中部地方整備局、中部 4 県及び 3 政令指定都市で構成される「品質確保に関する推進協議会」が公共工事の発注者を支援するために創設した「公共工事発注者支援機関の評価制度」において、「発注者支援機関」として発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者として認定された三重県内で唯一の機関であることから、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定に基づき、建設技術センターと随意契約を行いたい。 また、鳥羽市契約規則第 21 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、建設技術センター1 者のみの見積り徴取といたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号
担 当 課	水道課